

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

京都市中京区丸太町通烏丸東入

光り堂町 420 京都インペリアルビル 4階



弁護士政次

ごあいさつ

すでにご存じの方も多いと思いますが、当事務所は、去る4月23日より新事務所にて業務を開始しております。また事務所名も「加地和法律事務所」から「まさつぐ法律事務所」に変更いたしました。多くの皆様に親しまれてきた「加地和法律事務所」という名前がなくなるのはとても寂しい気持ちではございますが、心機一転、スタッフとともに業務に邁進していく所存ですので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

さて、最近、認知症により判断能力を欠く、身寄りのないお年寄りの財産管理について相談を受けることがありました。かかる場合、成年後見制度を利用するのですが、どのように申し立てたらよいのでしょうか。少し検討してみましよう。

平成24年4月

弁護士 **政次 秀夫**
事務局 **川端広美・井上はるみ**

身寄りのないお年寄りの 財産を守ってあげるには

(問) 近所に認知症で身寄りのないお年寄りがいるのですが、最近、知らない人が出入りして、そのお年寄りからお金を受け取っているようです。成年後見を申し立てて、そのお年寄りの財産を守ってあげたいのですがどうすればよいのですか。

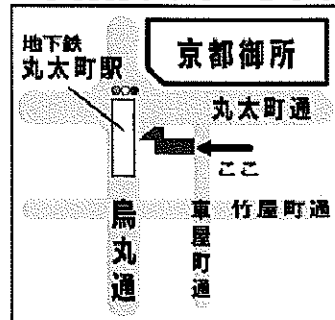
(答え) 成年後見制度を利用する場合には、家庭裁判所に対し、後見の開始審判の申立てをすることになります。この後見の開始審判の申立てができるのは、基本的には本人、配偶者、4親等内の親族です。また、本件のように、本人が判断能力を欠き自分で申し立てることができず、申立てをしてくれる身寄りもない場合には、市町村長に申立権が認められています。したがって、本件では、市町村長による申立てによることとなります。

ただ、実際の市町村の取組については非常にばらつきがあり、年間に相当数の市町村長申立てをし、それに必要な予算化をしている市町村がある一方で、いまだ一件も市町村申立てをし
(右上へ)

たことがない市町村もあるようです。そこで、まずは市町村の担当窓口で相談されるとよいでしょう。

☆新事務所のご案内☆

〒604-0876
京都市中京区丸太町通烏丸東入光り堂町420
京都インペリアルビル4階
TEL 075-254-7889
FAX 075-256-7114



京都市営地下鉄 烏丸線 丸太町駅下車
1番出口より南へ徒歩1分弱(信号渡ってすぐ)
3番出口より北へ徒歩1分
烏丸丸太町の交差点の南東角のビルの4階です。
建物の入り口は丸太町通に面しています。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊄)